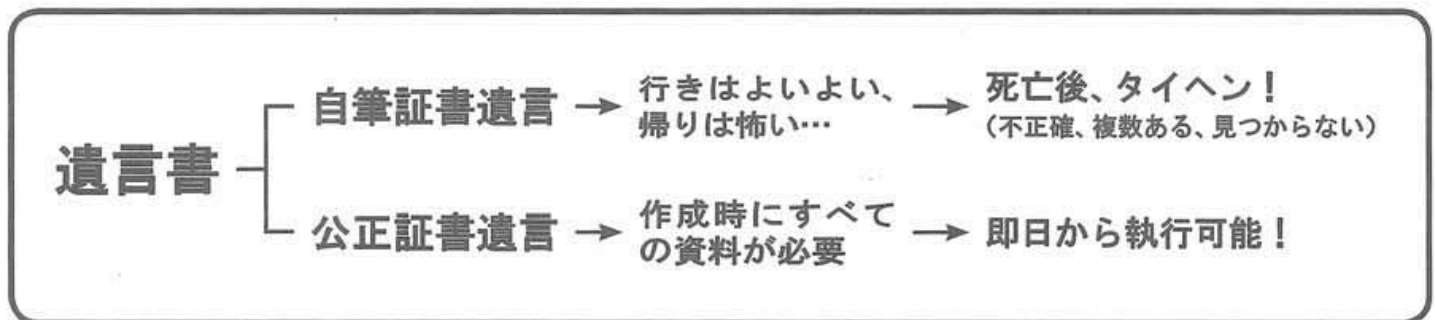


遺言書 その②「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」



遺言書には、普通方式と特別方式を合わせて7種類ありますが、最も一般的なものは普通方式の「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」です。

1. 自筆証書遺言

自筆の遺言書は、本屋さんから「書き方の本」を買ってきて、それを参考に書けばいいので、比較的手間いらずだと言う人がいます。確かに、「本文」「日付」「氏名」のすべてを自分で書くわけですから、思い立ったときに、費用をかけずに、すぐ作成できるという点では、そのとおりです。

ただ、作るとき簡単な分、遺言者が亡くなって、実際に執行する段階になってからが、結構大変です。まず、自筆の遺言書は、開封する際に家庭裁判所による検認手続きが必要です。この手続きは、相続人全員が立ち会うのが原則です。これだけでもひと仕事ですが、遺言書として必要な事項が欠けていたり、代筆やパソコンを使用していたりすると、法定要件を満たしていないとして、無効になることもあります。



遺言書の執行に必要な、遺言者の出生時からの戸籍謄本を集めて「戸籍をタテにつなぎ」、誰が相続人が調べる作業も、亡くなってからということになります。

さらに、密かに書いておいた遺言書が遺族の目に触れることなく、「遺言書があること事態、誰も気がつかなかった」なんていうこともあるのです。

自筆の遺言書は、前述のように作成するのは簡単ですが、後々このような問題が出てくる危険性がつきまといます。「行きはよいよい、帰りは怖い」と言われる所以です。



自筆の遺言書は家庭裁判所の検認が必要です。

戸籍をタテにつなげる パート1

戸籍抄本の有効期限って、三カ月でしょ?



私たち日本人は、生まれるとまず「両親の子供」として、両親の戸籍に記載されます。成人して結婚すると、両親の戸籍を抜け、新しく夫婦を単位とした戸籍を作ります。この間、義務教育、各種社会保障、選挙など、諸々の公的な手続きは、すべてこの戸籍を基に行われます。

相続における被相続人と法定相続人の関係も、この戸籍によって正式に確定します。その際、両親の戸籍からスタートして、本人の戸籍をつなぎ合わせ「本人が、本人であること」を証明する作業が必要になります。専門家は「戸籍のタテつなげ」とか「戸籍を追う」といった言い方をしますが、これが結構大変です。離婚、再婚、養子、庶子……人はみな様々な生い立ちや事情を抱えて生きています。なかなか一筋縄ではいきません。点々と生活の拠点をえたり、本籍地を移動したりすれば、調査は広範囲におよびます。国外生活が長かった人の場合は、時間もかかります。本人や家族でもこの作業はできますが、少し費用がかかっても、専門の司法書士の先生に依頼することをお勧めします。

2. 公正証書遺言

公正証書遺言は、遺言者の口述を基に、公証役場の公証人が作成する遺言書です。2人以上の証人の立会いが必要で、費用も若干かかりますが、家裁の検認は不要です。本人の意思を確実に伝えるという点では、もっとも信頼できる方法です。

「行きはよいよい、帰りは怖い」自筆証書遺言に対し、公正証書遺言はちょうどその逆のかたちになります。事前に本人の戸籍を出生時（15歳からとも言われています）からつないで、きちんと相続人を確定し、土地等の登記簿謄本を確認して財産目録も適正に作ったうえで、法的に正しい遺言書の作成を公証役場に頼むというプロセスを経ますから、相続時の執行は非常にスムーズで楽です。極端なことを言えば、通夜の翌日から相続手続きに着手できます。

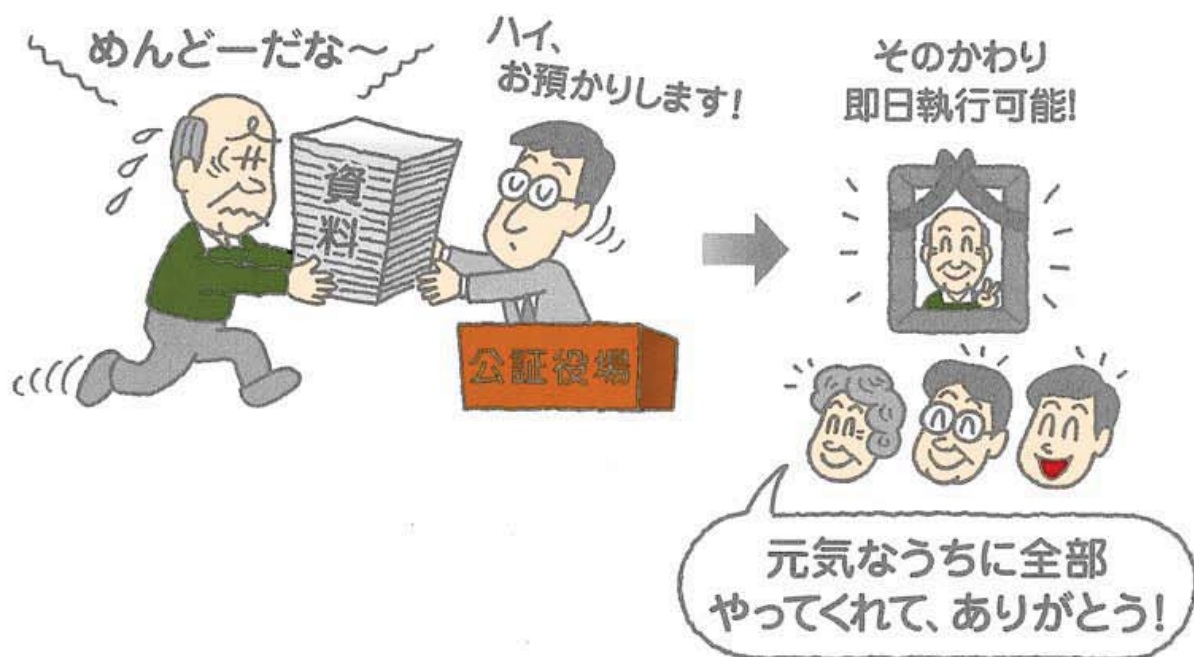
この手堅さは、自筆の遺言書とは比較になりません。最初に多少手間がかかっても、公正証書による遺言書の作成をお勧めします。

もっとも、こう言うと、次のような不満を漏らす人がいます。

- (1)「公証役場に行くのが嫌だ」→後々発生する問題を考えたら、一番簡単で、かつトラブルを最小限に抑える方法だということに気がついてください。
- (2)「費用がかかるのが嫌だ」→少なくとも「100分の5」に入るような人は、そんなことは言ってもらえません。100人の中から選ばれた5人なのですから、義務だと考えても良いでしょう。
- (3)「2人も証人を探せないよ」→難しく考えることはありません。例えば、顧問の税理士でもいいし、そこの従業員さんでもいいのです。出入りの生保レディかアパートを建てたときの営業さんに頼むという手もあります。その気になれば、周りに協力してくれる人が結構いるものです。



とにかく1回、公正証書遺言を作ってしまいましょう。内容が気に入らなかったり、家族の状況や財産に変化があったら、また作ればいいのです。遺言書は日付の新しいものが有効になります。まったく新しく作り直すこともできますし、一部削除して追加する上書き方式でもOKです。



戸籍をタテにつなげる パート2

80歳以上の年代で、戦争を挟んだ一時期を満州（現中国東北地方）で過ごした方が結構おられます。「残留孤児」の問題はそうした時代を背景にした悲劇ですが、そこまで追い詰められる前に帰国した方々にも、様々な秘められたドラマがあったようです。

たまたま、ある被相続人の方の戸籍を追っていて、満州にいた当時、日本人女性と結婚し男の子が生まれていたことが判明したという話を、司法書士さんから聞いたことがあります。この結婚は現地に滞在したわずかな期間しか続かず、戦後になってそれぞれ再婚。子供は母親の再婚先で無事成人し、今も健在だとか。被相続人の方にとっては、長男ということになりますが、本人が口を閉ざしていたため、家族は誰もその存在を知らなかったそうです。遠い昔のことで、ひょっとしたら当の本人も忘れていたかもしれません。ただ、自分は長男だと思っていた息子さんにすれば、まさに開けてビックリ「俺って次男だったの」という複雑な心境だったようです。ちょっと笑えない話ですね。どの立場に立っても、重い話です。